

※必ずお読みください！

- 1 支援金の給付決定後、給付要件に該当しない事実や不正等が判明した場合には、支援金の給付決定を取り消し、支援金の全額返還を求めるとともに加算金を徴収します。
- 2 支援金の不正受給は犯罪です。虚偽申請や不正受給等が判明した場合には、支援金の給付を受けた事業者名等を公表するとともに、警察へ通報します。
- 3 支援金給付事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、立入検査又は説明を求めることがあります。
- 4 必要書類に不足があった場合は、申請者へ確認のための連絡を行い、追加の書類提出をお願いする場合があります。その際、連絡が取れない場合や、必要書類が提出されない場合、申請内容の不備が指定する期間内に解消されなかった場合等、申請者が支援金の給付を受けることを辞退したものとみなします。
- 5 給付対象者は、支援金の給付後においても申請書に添付した書類の原本等、支援金給付額に影響のある書類を5年間保管し、知事から提出の求めがあったときはこれに応じてください。